

中小企業応援隊サポート制度 ～商工会等連携経営改革支援制度～

京都府では、府内中小企業の経営安定・発展のために、中小企業応援隊（商工会・商工会議所、地域ビジネスサポートセンター、京都府中小企業団体中央会、又は公益財団法人京都産業21）と連携して、継続的に経営支援を受けていただける制度を実施していますので、御活用ください。

対象となる方	◆商工会・商工会議所、地域ビジネスサポートセンター、京都府中小企業団体中央会又は公益財団法人京都産業21の経営支援を継続的に受ける意欲のある府内の中小企業者の方 ○融資申込前の経営支援（事前支援）と融資実行後の経営支援（3年間、6ヶ月ごとの事後支援）を受けていただく必要があります。 ○上記の経営支援を受けている方が京都府・京都市中小企業融資制度（下記「保証料率引下げ対象の融資及び引下率」欄に記載されている融資に限る。）を利用する場合、保証料率が引き下げられます。 留意事項 ※1 経営支援を受けている方であっても、融資の申込みにあたり、金融機関及び保証協会の審査があり、御希望に添えない場合があります。 ※2 融資実行後の経営支援を受けない場合、以後、原則として、本制度による保証料率の引下げは受けられません。
経営支援の申込機関	◆各商工会議所・商工会、地域ビジネスサポートセンター、京都府中小企業団体中央会又は公益財団法人京都産業21
保証料率引下げ対象の融資及び引下率	◆対象の融資 ○一般資金（協調支援型保証制度を除く）、小規模企業おうえん資金、あんしん借換資金（危機関連枠を除く） ◆引下率 ○小規模企業おうえん資金（ベース枠）：0.2%の引下げ又は※0.3%の引下げ ○その他の融資資金：0.1%の引下げ又は※0.2%の引下げ ※保証協会の会計参与設置会社割引を併用した場合の引下率です。
手 順	<pre> graph TD SB[中小企業者] FI[金融機関] TA[商工会等] GA[保証協会] SB -- ①経営支援申込 --> TA TA -- ②事前支援 --> SB SB -- ③融資申込 --> FI FI -- ④保証依頼 --> GA GA -- ⑤保証承諾 --> FI FI -- ⑥融資実行 --> SB TA -- ⑦事後支援 --> SB GA -- ⑧保証料率引下げ --> FI </pre>